

岐阜県東部広域水道事務所中津川浄水場における監視操作業務委託に関する一般競争入札公告

岐阜県東部広域水道事務所中津川浄水場における監視操作業務委託について、一般競争入札を行うので、岐阜県会計規則（昭和32年岐阜県規則第19号。以下「規則」という。）第127条第1項の規定により公告する。

平成29年6月12日

岐阜県東部広域水道事務所長 小林 勝朗

1 一般競争入札に付する事項

(1) 委託業務名

29債委第1号中津川浄水場監視操作業務委託

(2) 委託業務の概要

水処理・送水監視操作業務	一式
排水処理業務	一式
保守点検業務	一式
宿直業務	一式
その他業務	一式

(3) 履行期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

(4) 履行場所

岐阜県東部広域水道事務所中津川浄水場(中津川市中津川883-5 地内 外)

2 入札参加者の資格に関する事項

- (1) 岐阜県入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)をした者にあつては、同法第199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事

件に係るものを含む。)の決定を受けていること。

- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをした者にあつては、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けていること。
- (5) 岐阜県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」、「岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領」に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日(以下「申請期限日」という。)から入札の日までの期間内に受けていないこと。
- (6) 岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除措置に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日までに受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (7) 複数の業者が共同で業務を行う組織(共同企業体)の参加は認めない。
- (8) 水道用水供給事業又は水道事業にかかる浄水場施設(河川表流水を原水とし、凝集沈澱処理及び急速ろ過処理を行う施設能力30,000m³/日以上)の施設)において監視操作業務を平成14年度以降、国内で元請けとして3年以上実施した実績を有していること。
- (9) 平成14年度(入札公告日の属する年度を除き、遡って15か年度)以降申請期限日までに、元請けとして、以下に示す工事を施工した実績を有すること。

なお、当該実績が岐阜県が発注した工事のうち下記に示すものに係る実績である場合にあつては工事成績評定の評定点が65点未満であるものを除く。

 - ・全国地方公共団体発注の上下水道施設又は工業用水道施設において、完成引渡しの済んでいる工事費1億円以上の電気設備工事又は機械設備工事の施工実績(入札参加希望者を子会社とする者の実績又は関連会社(注釈1参照)とする者の実績を含む。)
- (10) 予定する現場責任者及び代務者は、次のいずれかの資格を有すること。
 - (ア) 水道技術管理者資格取得講習会修了者(主催:公益社団法人日本水道協会)
 - (イ) 水道施設管理技士(浄水2級以上)
- (11) 公告日において、系列関係(注釈2参照)の基準のいずれかに該当する者同士の同一入札への参加は認めない。
- (12) 「29債委第2号山之上浄水場監視操作業務委託」又は「29債委第3号川合浄水場監視操作業務委託」を落札した者及び落札した者と系列関係の基準のいずれかに該当する関係にある者は入札への参加を認めない。

(注釈)

1 関連会社とは財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年十一月二十七日大蔵省令第五十九号）第8条の定義による。

2 系列関係の基準は、「県発注建設工事等における系列関係会社等の同一入札への参加制限について」による。（<http://www.pref.gifu.lg.jp/shakai-kiban/kendo/nyusatsu/11656/annai.html>）

3 入札手続等に関する事項

(1) 担当事務所

〒509 - 6472 岐阜県瑞浪市釜戸町 2190 番地 12

岐阜県東部広域水道事務所 総務課 契約係

電話 (0572) 63 - 2881

FAX (0572) 63 - 4002

(2) 入札説明書の交付期間及び交付場所

ア 交付期間

平成29年6月12日(月)から平成29年6月21日(水)までの毎日(県の機関の休日を除く。)午前9時30分から午後5時まで

イ 交付場所

3の(1)に同じ。

(3) 競争入札参加資格の確認

ア 入札参加希望者は、下記期限までに別に定める競争入札参加資格確認申請書を3の(1)まで提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、競争入札参加資格確認申請書には、入札説明書で示すところにより、2の入札参加者の資格を証する書類を添付しなければならない。

イ 提出期限 平成29年6月30日(金)午後5時

期限までに競争入札参加資格確認申請書を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

ウ 競争入札参加資格の確認結果は、平成29年7月6日(木)までに通知する。

(4) 入札者の資格の喪失

入札者は、入札期日までにおいて次の場合のいずれかに該当することとなったときは、入札者の資格を失うものとする。

ア 入札者について、破産、民事再生手続開始、会社整理又は会社更生手続開始の申立てがなされたとき。

イ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、入札者の業務執行が困難になると見込まれるとき。

ウ その他本件委託業務に着手し、又は本件委託業務を遂行することが困難になるとみられる事由が発生したとき。

(5) 入札の日時及び場所

ア 日 時 平成 29 年 7 月 26 日 (水) 午後 1 時 30 分

イ 場 所 岐阜県瑞浪市釜戸町 2190 番地 12

岐阜県東部広域水道事務所 会議室

(6) 開札の日時及び場所

入札終了後、直ちに 3 の(5)のイの場所において行う。

(7) 契約条項を示す場所

3 の(1)に同じ。

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札方法

入札は、本人又はその代理人が行うものとする。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとする。

また、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札書記載金額」という。）の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札保証金及び契約保証金

岐阜県会計規則（昭和 32 年岐阜県規則第 19 号。以下「規則」という。）第 114 条に該当するときは、免除する。

ウ 落札者の決定方法

落札者は、規則第 111 条の規定により定めた予定価格に 108 分の 100 を乗じて得た額の範

囲内の価格で、最低の入札書記載金額をもって入札した者とする。

なお、落札者がいないときは、直ちに再度の入札をすることがある。

エ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者及び競争入札参加資格確認において虚偽の申請を行った者の入札並びに規則第 130 条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

オ 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができない場合には、これを中止する。この中止による損害は、入札者の負担とする。

カ 落札の無効

落札者が、落札の通知を受けた日から、原則として 1 週間以内に契約を締結しなければ、その落札は無効とする。

4 その他

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約書作成の要否：要
- (3) 郵便又は電信による入札は、認めない。
- (4) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがある。
- (5) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約の締結をしないことがある。なお、この場合は、原則として改めて公告をし、入札を行うものとする。
- (6) 落札者が、岐阜県から「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」、「岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領」に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該落札者と契約を締結しないことがある。

また、落札者が「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除措置に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を同期間内に受けたときは、当該落札者と契約を締結しないものとし、契約後に同要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則契約を解除する。
- (7) 入札参加に係る一切の費用は、入札者の負担とする。
- (8) 入札等に関する質疑がある場合は、平成 29 年 6 月 30 日（金）午後 5 時までに、書面により 3 の(1)まで提出するものとする。
- (9) 詳細は、入札説明書による。